

過給機に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

過給機に関する事項

改正理由

2016 年 6 月に採択された IACS 統一規則 M73(Corr.1)は、過給機的设计要件、型式承認における試験要件並びに事業所承認及び個品の承認における試験要件について規定しており、その内容は既に本会規則にも取り入れられている。

当該統一規則においては、過給機は接続される機関の出力に応じて 3 分類されているが、比較的小型の過給機である A 類過給機及び B 類過給機については、個品の承認における試験要件等が一部、不明確であった。そのため、本会規則では NK の従前の要件を一部残していた。

このため、鋼船規則等の総合見直しの一環として、関連業界からのヒアリング及び他船級を含めた運用実績の調査結果に基づき A 類過給機の試験要件を見直したとともに、IACS 統一規則 M73(Corr.1)との対応関係がより明確となるよう、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 過給機に関して要求される提出図面及び資料を明記した。
- (2) A 類過給機のタービン翼車、タービン羽根、扇車、扇車軸及び車室の材料に関する要件を、ISO、JIS 等の規格材も認められるよう改めた。
- (3) A 類過給機に適用される試験項目から、次に掲げるものを削った。
 - (a) タービン翼車、タービン羽根、扇車及び扇車軸に対する非破壊試験
 - (b) 水圧試験
 - (c) 動的釣合試験
 - (d) 過速度試験
- (4) B 類及び C 類過給機のタービン翼車、タービン羽根、扇車及び扇車軸に適用される試験項目に、寸法検査を加えた。
- (5) B 類及び C 類過給機の使用承認の試験項目である 500 サイクル試験に関して、各負荷の間における温度に関する要件を削った。

改正条項

鋼船規則 D 編 2.1.1, 2.1.3, 表 D2.1, 2.5.1, 2.5.7, 2.6.1, 表 D2.6

高速船規則 9 編 2.1.1, 2.1.3, 2.3.6

鋼船規則検査要領 D 編 D2.1.1, D2.1.3, D2.2, D2.5.1, D2.6.1

高速船規則検査要領 9 編 2.1.1, 2.1.3

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 6 編 11.4.2